

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	一戸町

一戸町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 産業部 農林課
所在地 二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 24-9
電話番号 0195-33-2111
FAX番号 0195-33-3770
メールアドレス nourin@town.ichinohe.iwate.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、カラス、カルガモ、ヒヨドリ、キジバト、カワウ、ノウサギ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、ニホンジカ、イノシシ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	岩手県二戸郡一戸町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
ツキノワグマ	飼料作物（デントコーン等）	被害面積	70 a
	野菜（スイートコーン等）	被害金額	660 千円
カラス、カルガモ、ヒヨドリ、キジバト、カワウ、ノウサギ	水稲	被害面積 被害金額	4 a 120 千円
	野菜（レタス・キャベツ等）		
	畜産（肉牛・乳牛）		
	果樹（りんご・おうとう等）		
ハクビシン、タヌキ、アナグマ	果樹（りんご・おうとう等）	被害面積	24 a
		被害金額	112 千円
ニホンジカ、イノシシ	野菜（レタス・キャベツ等）	被害面積	90 a
		被害金額	1,200 千円

(2) 被害の傾向

ツキノワグマ	奥中山地区や出ル町地区において、飼料作物（デントコーン等）の食害が多数発生している。また、付近には集落があり、目撃もされているため、被害は昨年度と同程度だが、農作物被害・人身被害の両面で注意を払う必要がある。
カラス、カルガモ、ヒヨドリ、キジバト、カワウ、ノウサギ	町内一円で被害が発生しており、特に奥中山地区において被害が大きい。水稲及びレタスやキャベツ等の野菜の食害のほか、漁業協同組合の放流した川魚の食害も発生している。また、子牛や乳牛がカラスにつつかれる被害も発生している。 被害は昨年度と比較して約半分になったが、今後も対策を強化していく必要がある。
ハクビシン、タヌキ、アナグマ	町内一円で被害が発生しており、特に小鳥谷地区において果樹（さくらんぼ等）のビニールハウスや電気柵内に侵入しての食害が発生している。 農家等に対する箱わなの貸出しについて広報活動等を積極的に行っているため、被害面積は同程度だが、被害金額は半分以下となった。

ニホンジカ、 イノシシ	ニホンジカについては町内一円で被害が発生しており、目撃情報も徐々に増えている。令和3年度に10頭、令和4年度に28頭が捕獲された。イノシシも町内一円で目撃情報が増えており、田畑の掘り起こし等の被害が出ている。頭数も増加していると考えられ被害が拡大する可能性が高い。令和4年度に5頭が捕獲された。
----------------	---

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）		目標値（令和7年度）	
ツキノワグマ	被害面積 被害金額	70 a 660 千円	被害面積 被害金額	40 a 382 千円
カラス、カルガモ、ヒヨドリ、キジバト、カワウ、ノウサギ	被害面積 被害金額	4 a 120 千円	被害面積 被害金額	4 a 114 千円
ハクビシン、タヌキ、アナグマ	被害面積 被害金額	24 a 112 千円	被害面積 被害金額	15 a 89 千円
ニホンジカ、イノシシ	被害面積 被害金額	90 a 1,200 千円	被害面積 被害金額	5 a 154 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	一戸猟友会に有害鳥獣捕獲を委託し、銃器及びわなによる捕獲を実施している。また、捕獲用機材を購入し、捕獲体制の整備を行っている。	猟友会の会員数の減少や高齢化により、有害捕獲の実施が困難となってきたため、捕獲の担い手を育成することが必要である。また、被害が多発している地域での効果的な捕獲方法の検討と実践が課題である。
防護柵の設置等に関する取組	電気柵を購入する農家等に対し、町から半額の補助金を交付しており、令和4年度は6件の申請があった。	農地が広大であるため、電気柵の設置にかかる費用が高額となり、農家等の負担が大きく設置が進んでいない。

(5) 今後の取組方針

<p>① 電気柵や防護柵を設置する農業者に対し、費用の半額（上限20万円）を補助する。</p> <p>② 有害捕獲の担い手育成のため、狩猟免許試験や各種教習の際にかかる費用の全額及び銃等の猟具取得にかかる費用の半額（上限5万円）を補助する。</p> <p>③ ハクビシン等の被害を受けている農家へ町が所有する箱わなを貸し出し、捕獲体制の充実を図る。</p> <p>④ 一戸町鳥獣被害対策実施隊をはじめとする、関係機関との連絡調整を図る。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

一戸猟友会へ有害鳥獣捕獲業務を委託し、銃器及びわなによる捕獲を実施する。
 また、希望する農家等へ箱わなを貸し出し、ハクビシン等の捕獲を実施する。
 ツキノワグマやニホンジカ、イノシシのような大型獣類に関しては実施隊による有害捕獲を実施し、より危険の少ない捕獲体制をとることとする。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5～ 令和7	ツキノワグマ、カラス、カルガモ、ヒヨドリ、キジバト、カワウ、ノウサギ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、ニホンジカ、イノシシ	①ツキノワグマやニホンジカ、イノシシのような大型獣類については、実施隊による有害捕獲とする。 ②ハクビシン等の小型の獣類については、希望する農家へ箱わなを貸し出しする。 ③ 狩猟免許取得等に係る経費について補助金を交付する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
【ツキノワグマ】 頭数は設定しないが、人身被害防止として、または農作物被害防止における最終手段としての必要最低限の捕獲を実施する。
【カラス、カルガモ、ヒヨドリ、キジバト、カワウ、ノウサギ】 現状の捕獲数を維持することを基本とするものの、被害の状況を勘案し今後、必要に応じて、随時、適正な捕獲数を設定することとする。
【ハクビシン、タヌキ、アナグマ】 頭数は設定しないが、被害防止のため、積極的な捕獲を実施する。
【ニホンジカ、イノシシ】 頭数は設定しないが、定着及び被害の防止のため、積極的な捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ツキノワグマ	必要最低限	必要最低限	必要最低限
カラス	60羽	60羽	60羽
カルガモ	30羽	30羽	30羽
ヒヨドリ	30羽	30羽	30羽
キジバト	30羽	30羽	30羽
カワウ	10羽	10羽	10羽
ノウサギ	30羽	30羽	30羽

ハクビシン	積極的捕獲	積極的捕獲	積極的捕獲
タヌキ	積極的捕獲	積極的捕獲	積極的捕獲
アナグマ	積極的捕獲	積極的捕獲	積極的捕獲
ニホンジカ	積極的捕獲	積極的捕獲	積極的捕獲
イノシシ	積極的捕獲	積極的捕獲	積極的捕獲

捕獲等の取組内容
<p>【ツキノワグマ】 被害の状況や周辺的环境を考慮したうえで、銃器及び箱わなを用いて捕獲する。</p> <p>【カラス、カルガモ、ヒヨドリ、キジバト、カワウ、ノウサギ】 春と秋を中心に、被害の大きい地域を中心に銃器を用いて捕獲する。</p> <p>【ハクビシン、タヌキ、アナグマ】 特に期間や地域を定めず、通年で町内全域において箱わなを用いて捕獲する。</p> <p>【ニホンジカ、イノシシ】 被害の状況や周辺的环境を考慮したうえで、銃器及びわなを用いて捕獲する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>【必要性】 侵入防止柵の設置、わなや散弾銃を利用した有害捕獲を実施しているが、農作物被害は恒常的に発生し、特にもツキノワグマ及びニホンジカによる被害は拡大傾向にあり、イノシシの目撃情報も増えている。 当地域の農作物被害は中山間地帯で多発し、野生鳥獣も多く生息している。散弾銃のみの有害捕獲では、至近距離からの発砲が必要となるため対象獣に気付かれ有害捕獲が進まない状況にある。 射程の長いライフル銃による有害捕獲を実施することにより、遠距離からの捕獲が可能かつ精度も上がり、捕獲率が向上する。また、半矢を防止することができる。</p> <p>【参考】 一戸町鳥獣被害対策実施隊員 14名中 ライフル銃所持者 4名</p> <p>【取組内容】 ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシの有害捕獲 基本的にはわなによる捕獲と散弾銃による止めさしによることとし、ライフル銃の使用については必要最小限とする。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
一戸町全域	なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ツキノワグマ ハクビシン タヌキ アナグマ ニホンジカ イノシシ	電気柵 6000m (町単補助金)	電気柵 6000m (町単補助金)	電気柵 6000m (町単補助金)

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5～7年度	ツキノワグマ、カラス、カルガモ、ヒヨドリ、キジバト、カワウ、ノウサギ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、ニホンジカ、イノシシ	轟音玉等の鳥獣追い払い用煙火を用いた被害防止 被害防止に関する知識の普及・啓発活動の実施

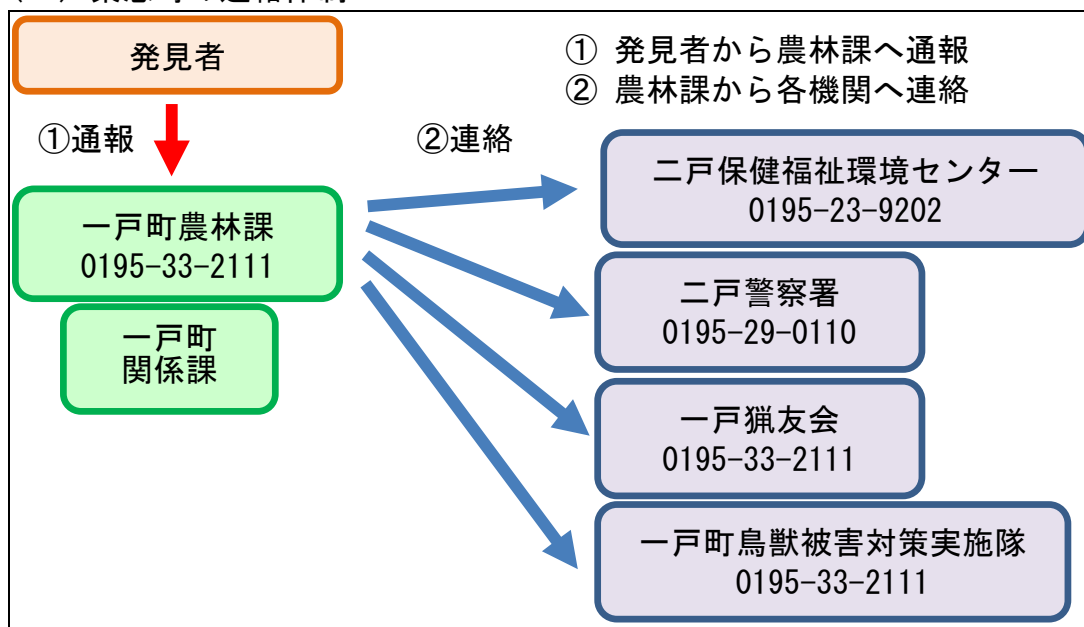
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
一戸町産業部農林課	情報収集、音声告知による注意喚起 周辺住民の安全確保 有害鳥獣捕獲等許可（権限委譲分）、申請 関係機関との連絡調整
一戸町関係課（学校教育課、生涯学習・協働推進課、健康子ども課、福祉課等）	情報収集、注意喚起 周辺住民や関連施設利用者の安全確保
一戸猟友会	有害鳥獣捕獲活動の実施
一戸町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣捕獲活動の実施
県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境セン	有害鳥獣捕獲等の許可 各種対応等に関する指導及び助言

ター	
岩手県二戸警察署	安全指導、注意喚起 各種対応等に関する指導及び助言

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

岩手県鳥獣保護管理事業計画及び岩手県ツキノワグマ捕獲等許可事務処理要領に基づき、適正に処理する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

岩手県内のクマ肉については平成 24 年 9 月 10 日付で、シカ肉については平成 24 年 7 月 26 日付で、ヤマドリ肉については平成 24 年 10 月 22 日付で国から出荷制限の指示があったことから、出荷は行えない。
出荷制限解除後については、今後検討する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	一戸町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
一戸町産業部農林課	一戸町鳥獣被害防止対策協議会の事務局 発見者・住民からの通報受理 関係機関との連絡調整 有害鳥獣捕獲等許可申請及び許可 農作物被害状況の把握・情報収集

	農家に対する有害鳥獣被害防止に関する指導・助言
県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター	有害鳥獣捕獲等許可 有害鳥獣対策事業に関する指導・助言
県北広域振興局農政部 二戸農林振興センター	有害鳥獣対策事業に関する指導・助言
新岩手農業協同組合	農作物被害状況の把握・情報収集 農家に対する有害鳥獣被害防止に関する指導・助言
上馬淵川漁業協同組合	漁業被害状況の把握・情報収集
二戸地方森林組合	森林被害状況の把握・情報収集
一戸猟友会	有害鳥獣捕獲活動の実施・意見提言
鳥獣保護巡視員	有害鳥獣捕獲活動の監視・指導・助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岩手県二戸警察署	銃刀法に基づく安全管理指導・助言
東北森林管理局岩手北部森林管理署	森林被害状況の把握・情報収集

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 28 年度に、一戸猟友会からの推薦を受けた者をもって一戸町鳥獣被害対策実施隊を組織した（隊員数 14 名）。

対象とする鳥獣は主に大型の獣類を想定しており、現在はツキノワグマとニホンジカとイノシシの 3 種類を対象としている。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

一戸猟友会の会員数の減少や高齢化により、有害鳥獣捕獲の実施が困難となってきたため、狩猟免許の取得に関して、広報による周知・情報提供・補助金交付・県猟友会が実施する予備講習前の事前講習会などを実施し、捕獲従事者の確保や育成を図る。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

今後、計画が現況に適さないと判断される場合は、関係機関と協議し、計画の見直しを行い、効果的な被害防止に努める。